

自主防災組織補助金の申請について

対象となる組織

市内の自主防災組織

対象となる活動

- 防災訓練に係る経費
- 防災に関する啓発、教育のための研修会などの開催経費
- 防災資機材の購入等
- その他、組織運営に必要と認められる経費

補助金額(上限)

(初 回)・・・ 20,000円 + (200円 × 構成世帯数)

(2回目以降)・・・ 10,000円 + (100円 × 構成世帯数)

補助金の注意点(申請前に必ず御確認ください。)

- 補助金を受けるには、年1回以上防災訓練を実施する必要があります。
- この制度は、自主防災組織として実際に行った活動（防災訓練等）に対して補助金が交付されるものですから、事前に補助金は交付されません。
- 補助金の対象は、防災に関連した経費となります。
なお、食糧費については、防災訓練等に参加した人数分のお茶代（申請額の大部分がお茶代の場合は不可）や炊き出し訓練で調理に使う材料代は対象とすることができますが、お菓子や果物、防災に関係ない参加品等は対象となりませんのでご注意ください。
- 補助金交付請求書には、宛名及び全ての購入品名が記載された領収書を添付してください。（領収書に購入品名の記載がない場合は、領収書にシートを添付してください。）
- 補助金の振込先は、自主防災組織又は自治会の団体名が含まれている口座としてください。個人名義の口座は受理できませんので御協力をお願いします。